

5,000株のあじさいが彩る 開成町あじさいの里

富士山の絶景と二万坪の庭園を誇る名旅館で寛ぎのひととき!

富士山温泉『ホテル鐘山苑』“鐘山御膳”の昼食と二万坪の庭園散策



【開成町あじさいの里】
東京ドーム約3.6個分の広大な水田地帯に、5,000株のあじさいが虹色に咲き誇ります。

●開成町あじさいの里 (写真提供: 開成町産業振興課)

【ホテル鐘山苑】「プロが選ぶ日本の旅館・ホテル100選」2017年度総合10位(7年連続総合トップ10入り)の知る人ぞ知る名旅館で、富士山の絶景と二万坪を誇る美しい庭園が自慢の温泉旅館です。



●忍野八海 (写真提供: 忍野村役場)



ちょっぴり“えびせん”おやつのお土産付!

●えびせんべいの里

旅行代金 【お一人様】
9,900円 (旅行代金に含まれるもの)
 ●貸切観光バス代及びバス運行費
 ●昼食1回 ●施設使用料
 ●その他団体行動中の諸費用

募集人数 各班**240名様** (最少催行人数: 各班90名)

お申し込みお支払い方法 お近くの「かながわ信用金庫」本・支店に備え付けの「(株)近畿日本ツーリスト神奈川」の専用振込依頼書にご記入のうえ、お申し込みならびに旅行代金をお振込みください。
 ※お子様の内容設定はございません。ご同伴をご希望される場合は同料金でのご参加となります。

募集締切日 **5月10日(木)** ※但し定員になり次第締め切らせていただきます。

添乗員 全行程同行します。 **バス会社** 日の丸自動車興業

集合・出発 ご出発の5~7日前頃にお渡しする「最終日程表」にてご案内いたします。

取消料 裏面の右下段「取消料について」をご参照ください。



●昼食「鐘山御膳」イメージ



●ご婦人露天風呂

ご旅行期日	
第1班 6月7日(木)	横浜営業部・山元町支店・二俣川支店・鶴見支店・六角橋支店・三ツ沢出張所・浅間町支店・戸部支店
第2班 6月8日(金)	井土ヶ谷支店・中村橋支店・磯子支店・並木支店・杉田支店・港南支店・金沢文庫支店
第3班 6月11日(月)	六会支店・善行支店・辻堂支店・原宿支店 湘南ライフタウン支店
第4班 6月12日(火)	藤沢営業部・鶴沼支店・片瀬支店・村岡支店・本町支店・長後支店・綾瀬支店
第5班 6月13日(水)	本店営業部・中央駅前出張所・坂本出張所・上町支店・安浦支店・逗子支店・追浜支店・田浦出張所
第6班 6月14日(木)	武山支店・長井支店・粟田支店・栄町支店・池上支店
第7班 6月15日(金)	三浦海岸支店・三崎駅前出張所・三崎支店・岬陽支店
第8班 6月18日(月)	浦賀支店・大津支店・久里浜支店・北久里浜支店

※原則としてお取引窓口の店舗からのご参加となりますが、他の日程、他の店舗からのご参加も可能です。お申し込みの際に窓口までご相談ください。

行程	各地(7:00~8:00頃発) —— <東名高速> —— 大井松田IC —— 足柄上郡開成町『あじさいの里』(5,000株のあじさい観賞)
	—— <国道246号> —— 富士山温泉『ホテル鐘山苑』(鐘山御膳の昼食・庭園散策など) (12:00頃~14:30頃)
	—— 御殿場『えびせんべいの里』(試食・買物) —— 御殿場IC —— <東名高速> —— 各地(17:30~18:30頃着)

- ご昼食のあとは右記のプランでゆっくりお過ごしください
- ① ゆっくり温泉入浴 (別途入浴料@1,000円/当日払い・タオル付)
 - ② 忍野八海観光 (参加無料/ホテルから観光バスでご案内/約1時間の観光)
 - ③ ホテル内でゆっくりのんびり (二万坪の庭園散策や売店でのお買物など)

※交通状況・天候および各関係機関の都合により、行程ならびに発着・到着時間に変更になる場合がございます。※あじさいの開花時期・見頃は例年6月上旬から中旬ですが、気象状況等によって大きく変わる場合があります。※写真は全てイメージです。

旅行条件書

(お申し込み前に必ずお読み下さい) この書面は旅行業法第12条の4による、取引条件説明書及び旅行契約が締結された場合は同12条の5による契約書面の一部になります。

1. 募集型企画旅行契約

- (株)近畿日本ツーリスト神奈川(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 募集型企画旅行契約の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立

- 申込書に所定事項をご記入のうえ、お一人様につき旅行代金の20%以上の申込金または旅行代金の金額を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱います。
- 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点で契約は成立してならず、当社から予約の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。
- 募集型企画旅行契約は、契約の締結を承諾し(1)の申込金を受領したときに成立したものとします。
- 通信契約による旅行契約は、お申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着したときに成立するものとします。

3. 旅行代金とお支払い方法

- 旅行代金とは、契約書面に旅行代金として表示した代金と追加代金として表示した代金の合計金額から、同じく契約書面に表示した割引代金を差し引いた金額をいい、これが「申込金」「取消料」「違約金」および「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日以降にお申込の場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

4. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

- パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、入場料、消費税等諸税、空港施設使用料及び添乗員同行費用が含まれます。上記諸費用はお客様の都合により一部利用されなくても払戻はいたしません。
- 旅行日程に記載のない交通費等の諸費及び個人的諸費用は含まれません。

5. 申込条件・参加条件

- 特定のお客様を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能、その他の参加条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- お申込み時点で未成年の方は、一定の場合を除き親権者の同意書が必要です。15才未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。
- 特別な配慮を必要とする方はお申込み時にその旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、健康アンケート又は医師の診断書を提出していただくことがあります。また、いずれの場合も、旅行内容、現地事情等の状況によりお申込みをお断りさせていただきます場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- お客様が旅行中に疾病、傷病その他の事由により保護を要する状態にあると認めるときは、当社は必要な措置を取ることがあります。これらにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断するとき、その他当社の業務上の都合があるときはお申込みをお断りすることがあります。

6. お客様の交替

- お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様は所定の事項を記入の上当社に提出していただきます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。
- 当社は、利用運送・宿泊機関等が旅行者の交替に応じないなどの理由により、当該交替をお断りする場合があります。

国内旅行傷害保険加入のすすめ 安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をかけられますようおすすめいたします。

個人情報の取り扱いについて

- 近畿日本ツーリスト神奈川(以下「当社」)およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配及び受領のために利用させていただきますが、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において、当該機関等に提供いたします。また、旅行先のお客様のお買い物等の便宜のため、お客様の氏名および搭乗される航空便等に関する個人情報を、電子的方法等で免税店等の事業者へ提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。
- 当社は、当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応の為に、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は次のとおりです。
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス
- 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭または、ホームページでご確認ください。

- 旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を承継するものとします。

7. お客様からの旅行契約の解除(取り消し料)

- お客様はいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいて、旅行契約の解除をすることができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻いたします。申込金のみ取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

コース	取消料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日曜日旅行外	日曜日旅行
①21日目に当たる日以前の取消	無料	無料
②20日～11日目の取消	旅行代金の20%	旅行代金の20%
③10日～8日目の取消	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日～2日目の取消	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始日前日の取消	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始当日の取消	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の取消または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

8. 当社からの旅行契約の解除及び催行の中止

- ご参加のお客様が最少催行人員に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前(日曜日旅行は3日前)に当たる日より前に連絡させていただきます、お預かりしている旅行代金の全額をお返します。
- 当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。
- 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の、条件を満たしていないことが判明したとき。
 - 旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - 天災地変、戦乱、運送機関等における旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

9. 当社の責任

当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社の故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日より起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限りです。

10. お客様の責任

- お客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為またはお客様が当社の旅行業約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは旅行地において速やかに当社の手配旅行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

11. 旅行契約の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

12. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。
- 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額の範囲内で旅行代金を変更します。但し、これにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。

13. 旅程保証

- 当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第9項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく損害補償金の全部または一部として支払います。また、次の①～③の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
①次に掲げる事由による変更の場合(但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます)
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、イ. 戦乱、ウ. 暴動、エ. 官公署の命令、オ. 欠航、不運、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置
②第7項～第8項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合。
③パンフレット等の契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。
- 当社がひとつの旅行契約において支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって上限とし、その額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替えて、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。
*確定書面が交付された場合には、契約書面とあるのを確定書面と読み替えた上で、次表を適用します。契約書面、確定書面、実際に提供された旅行サービスの内容のそれぞれの間で変更が生じた場合は、各々の変更につき1件として取り扱います。

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたり率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的の変更	1.0	2.0
3. 運送機関の等級又は設備の低い料金へのへの変更	1.0	2.0
4. 運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる空港への変更	1.0	2.0
6. 本邦内と本邦外との間における旅行便(乗継便又は経由便への変更(海外旅行のみ対象となります))	1.0	2.0
7. 宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 各行程に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

14. 事故等のお申し出について

旅行中に事故などが発生した場合は、直ちに当社らにご通知ください。(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

15. 特別補償

- 当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、国内募集型企画旅行約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

16. その他

- お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

17. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2018年3月1日を基準としています。また、旅行代金算出は、2018年3月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

《取消料について》本旅行では特別に下記の取消料を適用いたします。

コース	取消料
①旅行日の前日より起算して7日～2日目の取消	2,500円
②旅行日の前日の取消	3,500円
③旅行当日の旅行開始前までの取消	4,500円
④旅行開始後の取消または無連絡不参加	全額

お申し込み・お問い合わせ

観光庁長官登録旅行業第149号 旅行業公正取引協議会会員
株式会社 近畿日本ツーリスト神奈川
〒220-0004 横浜市西区北幸1丁目11-5(相鉄KSビル8F)
総合旅行業務取扱管理者 原田 博司 担当者: 和田 修 営業時間/月～金 9:30～18:00(土・日・祝休業)

企画協力 **かながわ信用金庫**
かなしん
旅行企画実施